

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和４年５月２７日法律第５６号）附則第１１条第１項に基づく農業者等の協議が行われたので同項の規定により下記のとおり公表する。

令和６年８月２７日

富山市長 藤井 裕久

記

１．協議の場を設けた区域の範囲

富山地域 呉羽地区

２．協議の結果を取りまとめた年月日

令和６年８月２６日

３．当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

○経営体数	８２経営体
・認定農業者数	５４経営体 (うち法人 ６経営体)
・認定新規就農者	１５経営体
・集落営農（任意組織）、その他法人	３経営体
・準担い手	１０経営体

４．地域農業の将来のあり方

園芸農家については、生産性の低い老齢樹の計画的な改植を行うとともに、摘心栽培技術の向上や新技術導入による品質・収量の安定化を図り、経営の安定を目指す。後継者を含め、新規就農者の育成に努める。

５．農地中間管理機構の活用方針

農地の出し手は原則として農地中間管理機構を活用する。